

## 個人情報管理規程

### (目的)

第1条 特定非営利活動法人柏市国際交流協会（以下 **KIRA**）は、「個人情報の保護に関する法律」並びに関連法令を遵守し、国際交流事業の実施を通じて取得した個人情報の取扱いに関し、基本的な事項を以下に定める。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、**KIRA** 会員及び事務局事務員に適用される。

### (定義)

第3条 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 住所、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 身体的な特徴を示す情報や公的機関が割り振りする番号で個人識別符号を含むものをいう。

### (個人情報の取得)

第4条 個人情報は適法かつ公正な手段によって取得しなくてはならない。

本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（未成年者の場合はその保護者）に対し、次に掲げる事項を説明し、本人（未成年者の場合は保護者）の同意を得なければならない。また、間接的に取得する場合は、本人に書面にて同意を得なければならない。

(1) 取得者名および連絡先を伝える（取得者はNPO法人柏市国際交流協会 TEL: 04-7157-0281）

(2) 個人情報の利用目的を具体的に伝える

(3) 個人情報は安全に管理する

### (利用範囲)

第5条 個人情報取得時に明示した目的の範囲内でのみ提供者の個人情報を利用する。

利用目的が異なる場合は提供者の同意を得て利用する。

提供者の同意がない限り個人情報を複製または複製しない。

提供者の同意がない限り、原則として、個人情報を第三者に提供しない。

### (個人情報の提供)

第6条 **KIRA** は、次の「正当な理由があるとき」を除き、提供者の同意なくして、第三者へ個人情報の提供及び開示は行なわない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命・財産の保護の必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に必要な場合

(4) 警察・裁判所等の公的機関への協力が必要である場合

### (個人情報の管理)

第7条 **KIRA** では、個人情報の管理につき以下定める。

(1) 個人情報管理の総括的責任者は会長とし、事務局長が補佐する。

(2) 事業組織単位（専門委員会、企画室、プロジェクトチーム、事務局、その他これらに類するもの）ごとに個人情報管理担当者（以下管理担当者）を置く。

(3) 事業参加者等の個人情報については、管理担当者は、当該事業が終了次第速やかに消去又は廃

棄する。ただし、当該事業を次年度に実施するために必要な個人情報は、管理担当者は提供者の了承を得て、事務局長と協議のうえ適切に管理する。

(4) 事務局保有のKIRA会員並びにイベントボランティアに関する個人情報等は、事務局で管理する。

(安全管理)

第8条 事務局は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等、その安全管理のために次項の通り必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報を紙媒体で保管する場合や USB メモリや CD 等の外部記録装置で保管する場合には、鍵のかかる場所で保管をする。
- (2) 個人情報を電子データで保存する場合は、第三者がアクセス出来ないようにアクセス制御を行うこと。
- (3) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に対し、不正アクセスを遮断するための措置を講じること。
- (4) 事務局長は会長を補佐して次の項目を担当する。

ア 本規程で定められた個人情報に関する諸事項を遵守する。

イ 事業組織単位ごとの個人情報リストを保管する。

ウ 個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたりすること等が無いよう管理する。

(個人情報提供者の権利)

第9条 提供した本人の個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・削除を KIRAに請求することができる。

2 提供した個人情報の利用目的を確認することができる。

(漏洩対策と報告)

第10条 漏洩が発生した場合、管理担当者は直ちに事務局長に連絡する。事務局長は、会長並びに当該管理担当者とは協議し、個人情報保護委員会等関係機関に報告しかつ相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応および対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則この規程は2024年5月23日から施行する。

以上